

2025大阪・関西万博**出展料**補助金 公募要領

補助金を申請される際は、必ず本公募要領をご確認ください。

令和6年 10月

東大阪市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室

【お問合せ先】

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室

本補助金に関するお問合せ：monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

問合せが集中した場合、回答に時間を要する可能性がございますので、ご了承ください。

[目 次]

内容

1. 本補助金の目的	3
2. 補助対象者	3
3. 補助対象事業及び補助率等	3
4. 応募手続き等の概要	4
5. 補助事業者の義務（お守りいただく事項）.....	4
6. 必要書類.....	5
7. フローチャート	5

1. 補助金の目的

2025大阪・関西万博には世界から多数の来場者が見込まれ、市内企業が展示・出展できれば、絶好のPRの機会となります。そこで、出展に際して必要となる費用を助成することで市内企業の出展を促し、企業の販路開拓や価値向上を支援するものです。

2. 補助対象者

自社のHPやSNS、広報媒体などで東大阪市内企業であることを積極的に発信できる者であって、展示・出展ゾーンに各実施団体から採択通知を受けて出展する次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 展示・出展ゾーンへの出展決定時点で本社、事業所、研究開発拠点、工場等の拠点が東大阪市内にある中小起業者または小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）
- (2) (1) に掲げる中小企業者等1社以上を含む団体
- (3) 中小企業者等で構成される団体であって、展示・出展ゾーンへの出展決定時点で主たる事務所が東大阪市内にある団体（(2) に該当する団体は除く）

3. 補助対象経費及び補助率等

(1) 補助対象経費／補助率／補助上限金額

- 補助対象経費：補助対象者が支払う展示・出展ゾーンの出展料
- 補助率：補助対象経費の1/2を乗じた金額
- 補助上限金額：25万円

(2) 補助対象外経費

次の経費は、補助対象外とする。

1 東大阪市内外にある中小企業者等が負担した経費

ただし、「2. 補助対象者(3)」に掲げる団体のうち、東大阪市内外にある企業が負担した経費は除く。

2 他の支援機関から助成または補助を受けた金額

3 消費税及び地方消費税額

4. 申請手続き等の概要

(1) 申請方法

「東大阪市電子申請システム」から交付申請を行ってください。（必要書類：P.5表1参照）

- ・ 交付申請書における申請額については、「税抜額」を記載してください。
- ・ 「2. 補助対象者（2）」の場合は代表企業が申請を行ってください。

※東大阪市電子申請システム以外では受付いたしません。

【申請期間等】

申請開始：令和6年12月2日（月）

申請締切：令和7年3月17日（月）

※締切を過ぎて申請したものについては受付いたしません。申請は余裕をもって行ってください。

※締切までに申請書類一式を準備できない場合は必ずモノづくり支援室までご連絡ください。

(2) 交付決定の通知

申請後、必要書類等を精査した後に交付決定の通知を電子申請システムで登録したメールアドレスに送付いたします。

※申請金額が予算上限を超えた場合、按分して交付します。

※補助金額確定の通知につきましては、予算の都合上、リポーンチャレンジ実施主体全ての出展料が確定した後の送付になります。

(3) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、市から補助金交付決定通知書が届き次第、補助金交付請求書を提出いただきます。補助金交付請求書に不備がない場合、送付された翌月末頃にご指定の口座へのお振込みを予定しています。

5. 補助対象者の義務（お守りいただく事項）

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業完了後より最長3年間、本市が行うフォローアップ調査に協力すること。

※展示ゾーンで出展した際の写真データ等を提出するとともに、指定する事業年度の損益計算書を併せて提出いただきます。

(2) 補助対象事業に係る経理について、その収支にかかる証憑書類を令和13年3月末まで保存すること。

上記の事項が守られていない場合の他、本補助金の取得に関し、下記のような不正が発覚した場合、本補助金の交付決定の取消又は返還を求める場合がございます。

- ・ 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- ・ 補助金の交付目的以外の用途に使用した場合
- ・ 補助金の交付の決定に付された条件に違反した場合
- ・ 交付の決定後生じた事情の変化等により、補助対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- ・ その他、補助金要綱の規定に違反した場合

6. 必要書類

表1: 交付申請に必要な書類

<p>【全ての申請者が必須】</p> <p>①補助金交付申請書 ②出展料の負担を証する書類（領収証の写し等）</p> <p>③市税の滞納のない証明書 ※申請者が団体「2. 補助対象者（2）（3）」の場合は、代表企業のみで結構です。 ※発行日が申請書提出日の直前3ヶ月以内のもの</p> <p>④補助対象経費に対して、他の支援機関から補助金等を受ける場合は、その内容が分かる書類</p> <p>【申請者が単独企業の場合必要】</p> <p>⑤東大阪市技術交流プラザの事業者紹介ページに登録したことが分かる画面の写し（但し、市内の製造業のみ）※「2. 補助対象者（1）」の場合</p> <p>【申請者が団体の場合必要】</p> <p>⑥団体を構成する企業名、所在地（東大阪市に拠点のある中小企業者等はその住所）が確認できる書類 ※「2. 補助対象者（2）（3）」の場合</p> <p>⑦団体内経費負担内訳書 ※「2. 補助対象者（2）」の場合</p>

7. フローチャート

